

# 「公認 不動産コンサルティングマスター」 登録制度の変更について

2020年4月1日より、「公認 不動産コンサルティングマスター」の登録制度が変更になることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、その期限を2020年9月30日まで延長しています。2020年10月1日以降は、更新手続き期間中に手続きが完了しなかった場合、登録が抹消となりますのでご注意ください。

また、既に認定証の有効期限が切れたままとなっている方は、2020年9月30日までに更新の手続きが完了しない場合、登録が抹消されます。

手続き可能期間については、お手持ちの認定証の「有効期限」をご確認のうえ、下表をご覧ください。

※平成31(2019)年4月30日の翌日以降の日付の記載は、新元号に読み替えてください。

**不動産コンサルティング技能試験合格後、一度も登録されていない方は、抹消の対象にはなりません。**

認定証カードの「有効期限」をご確認ください。



	制度変更前 (現在) ←		→制度変更後	
更新年度	平成31(令和元)年度 〔2019/4/1～ 2020/3/31〕	新型コロナウイルス による延長期間 〔2020/4/1～ 2020/9/30〕	令和2年度 〔2020/4/1～ 2021/3/31〕	令和3年度 〔2021/4/1 ～2022/3/31〕
有効期限				
① 有効期限が H31/3/31 以前の方	「更新要件2つ」で 更新可	「更新要件2つ」で 更新可	2020/10/1以降 更新手続き未了の方は <b>登録抹消</b> ⚠	
② 有効期限が H32(R2)/3/31 の方	「更新要件1つ」で 更新可	「更新要件1つ」で 更新可	2020/10/1以降 更新手続き未了の方は <b>登録抹消</b> ⚠	
③ 有効期限が H33(R3)/3/31 の方	手続き不要	手続き不要	2020/10/1～ 2021/2/28 までに 更新手続きが必要	更新手続き未了の方は <b>登録抹消</b> ⚠

※有効期限がH34(令和4)/3/31日以降の方についても、更新年度に更新されなかった場合(有効期限を超過した場合は、登録抹消となります。

注) 更新に必要な要件を充足するだけでは、更新のお手続きは完了とはなりません。  
別途、インターネット(マイページ)からのお手続きが必要です。

更新手続き方法や更新要件については、ホームページにて 確認いただけます。

<「公認 不動産コンサルティングマスター」更新手続きご案内ページ>

<https://www.retpc.jp/consul/koushin/> または右記のQRコードからご覧ください。



公益財団法人 不動産流通推進センター コンサルティング係

consul@retpc.jp TEL 03-5843-2079

(平日 11:00～15:00 / 土・日・祝・毎月第一、第三金曜を除く)